

IV 飛鳥・藤原地域における地区設定基準の改定

飛鳥藤原宮跡発掘調査部では、1993年8月から1994年3月までの約8ヶ月間にわたって、従来発掘調査時に運用してきた地区設定基準の見なおしと改定案の作成・検討を継続的に行ってきた。以下に従来の方式と、その問題点を述べ、最終的に合意した改定の基本方針を記す。なお新地区設定基準は、すでに1994年4月1日から実施している。

1 従来の地区割の方式

従来の地区設定は、概ね条里制の遺存畦畔を基準としつつ、部分的には寺院や宮殿などの遺跡の種別をも考慮したものとなっていた。まず、地図上で明瞭に判読可能な約125m四方の条里畦畔の区画(1坪)を基本単位とし、南北3坪、東西6坪からなる計18坪分(南北約375m、東西約630m)を1大地区とする。大地区は大きく4つの大地区群を構成し、藤原宮域を包括する南北6大地区、東西3大地区、計18大地区を6AJ地区、その外周を帯状に取り囲む1大地区分(計22大地区)を6AW地区とし、6AW地区の東西距離に合わせて南方にそれぞれ25大地区からなる6AM地区および6AK地区を設定する。そして主要寺院等に該当する地域には、上記の大地区とは関係なく寺院固有の名称を持つ大地区を独自に設定するというものであった(Fig.56のスミアミ部分、Fig.57上図)。

中地区は条里の遺存畦畔に基きつつ、大地区の中を東西方向に3分割、南北方向に6～8分割し、東北から順にアルファベットを付して設定し、中地区の東南隅をA-01として、3m間隔の小地区を設定するわけである。しかし、とりわけ中・小地区の設定については、上記の原則に基きつつも、各調査時に調査区の位置や形状に合わせて、かなり弾力的に運用してきたという経緯があった。

2 従来の方式の問題点

① 基本的な問題

(i)調査が畦畔を尊重しながら水田単位で実施されることが多かったため、基本的な大地区や中地区も条里制の遺存畦畔を基準に設定される必要があった。

ところが、条里の畦畔は藤原京の条坊地割がそのまま遺存したものではないため、地区設定が必ずしも藤原京という都城遺跡の枠組みとは一致していなかった。この点は、とりわけ藤原京の寺院（本薬師寺・大官大寺等）と、その隣接地域との間に地区設定方式の相違となって現われてくる。すなわち、京内寺院の地区設定は条坊に規制された寺域を基準とするのに対し、その隣接地域の地区設定は条坊や寺域とは無関係な現状の畦畔を基準としているからである。

(ii) 藤原宮・京城における都市化の進行や、藤原宮跡内の整備事業の進展などによって、水田畦畔が徐々に消滅していく傾向にあり、畦畔を基準とする地区設定の方式が無意味と化しつつある。

② 大地区に関する問題

(i) 近年の発掘調査では、従来の地区設定区域の範囲外において藤原宮・京と同時期に該当する道路状遺構や溝遺構などを検出する機会が増加しつつある。また従来の地区設定は、史跡稲淵宮殿跡や史跡松隈寺跡、あるいは坂田寺跡など、飛鳥南方の重要遺跡群を包括するものとはなっていなかった。

(ii) 大地区の設定範囲を拡大する場合に問題となるのが、6 Aを冠する未使用の大地区名にはもはや十分な余裕がないことである。

③ 中地区に関する問題

水田畦畔に基いて中地区を定めようとする、中地区の南北距離が80m以上に設定せざるを得ない部分が出て来る。このような部分では、小地区のアルファベットを最大26文字（78m）使用してもなお余地が残ることとなり、同一中地区内で小地区名が重複する可能性があった。

④ 小地区に関する問題

各水田がまちまちな形状を持っているため、調査区が近接していても中地区が異なれば小地区の3mグリッドもずれることになる。つまり、地区設定の基準が統一されていなかったために生ずる不都合である。そのため、新規に調査を開始する際には必ず周辺域における既往の調査の地区設定方式を検索し、それに合わせて新調査区における地区設定の詳細を決めなければならないという、煩雑で余分な作業を必要とした。

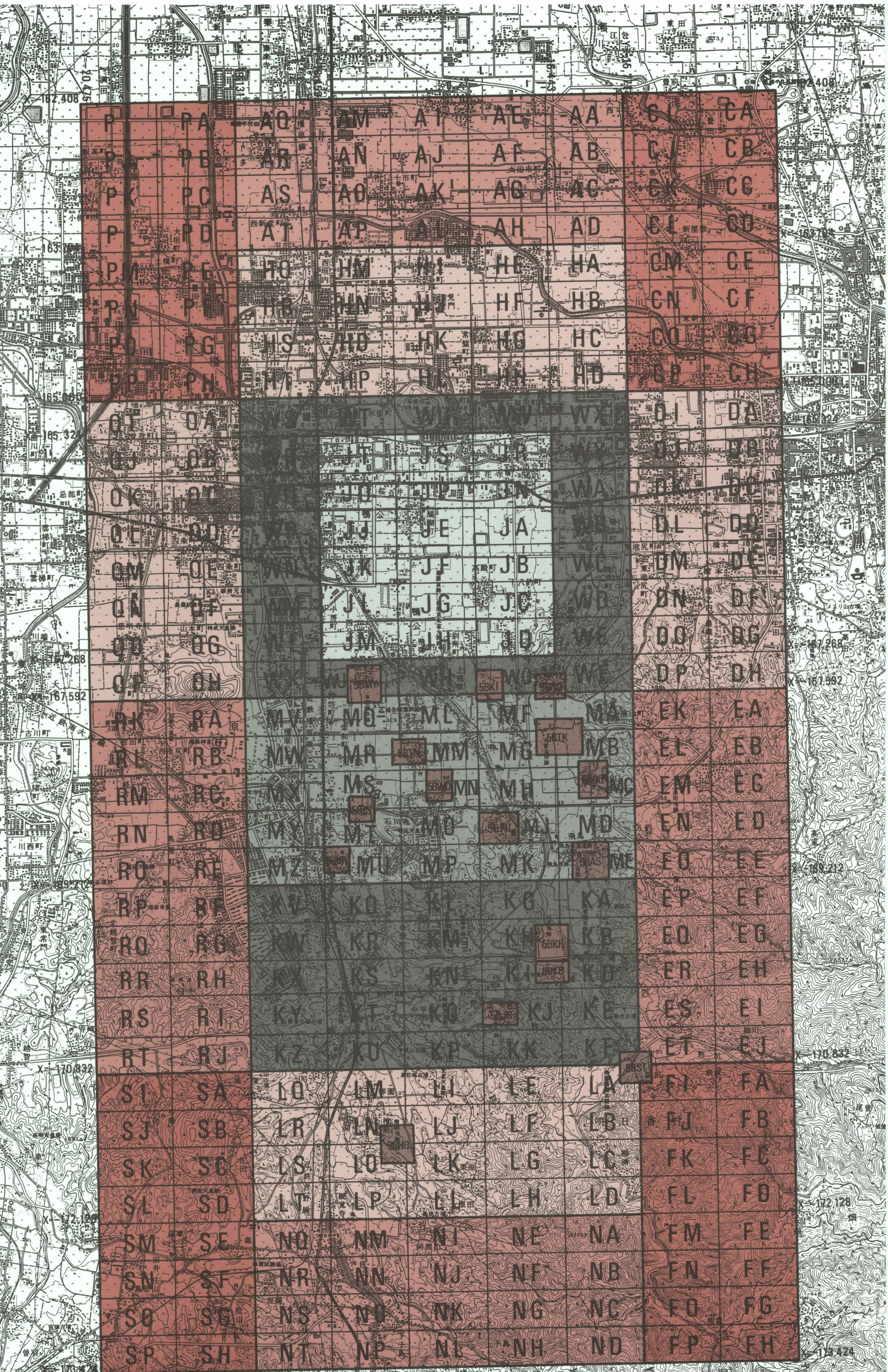


Fig.56 改定後の大地図設定

1. スミは従来の地区、セピアは新規に追加の部分を示す。
2. 寺院以外の大地区記号には、すべて5Aを冠する。
3. 地図は国土地理院発行の1/25,000地形図を1/30,000に縮小したものである。



3 地区設定方式の改定案

2で述べた問題点を根本的に解消するためには、従来の地区設定の範囲を拡大するとともに、大・中・小地区の規格を平面直角座標第VI系（以下、単に国土方眼座標と呼ぶ）に基いて統一し、地区設定の基準となる枠組みを条里制の遺存畦畔から藤原京の復元条坊へと改めることが求められる。しかし、そのような根本的な改変は以下の2点に照らして大きな困難を伴っている。

まず第一に、遺構番号が6AJ、6AW、6AM、6AKなどの大地区群ごとに0から順に設定されていることである。つまり、従来の地区設定を大きく変更することは、遺構番号の再整理というかなり煩雑な作業を伴うわけである。

第二に、藤原京条坊を基準とする地区設定が、厳密には不可能だという点を挙げねばならない。検出遺構から推定復元される藤原京の条坊中軸線の中には、国土方眼座標軸に対して1度以上の偏度を持つものも存在する。たとえば南北方向の条坊の偏度が1度である場合、横大路から十二条大路までのおよそ3.2kmの区間では、南端と北端において東西距離にして約55mもの差を生じることとなる。この差は、従来の調査で判明している藤原京の大路の幅員（約15～21m）よりもかなり大きい。つまり、国土方眼座標に基いて広範囲に大地区を展開しようとする場合、藤原京条坊とのずれが大きな問題となるのである。

以上の2点を考慮するならば、大規模な改変は現実的でなく、むしろ従来の枠組みを基本的に踏襲しつつ、矛盾点の改正を盛り込んだより望ましい方向への改良こそが最も妥当な道だといえるだろう。

① 改定の基本方針

(i)地区設定は発掘調査を実施するうえでのひとつの便宜であるから、統一的で整合性を伴っていなければならないが、必ずしも単一の枠組みを基準とする必要はない。したがって、条坊という遺跡の枠組みにのみとられずに、むしろ遺跡と現状地形の互いに異なる両側面から規定される地区設定のあり方を追求する。

(ii)従来の大地区・中地区の規模や配列手法を基本的に踏襲する。

(iii)大・中地区の規格を統一し、各境界を国土方眼座標によって定める。

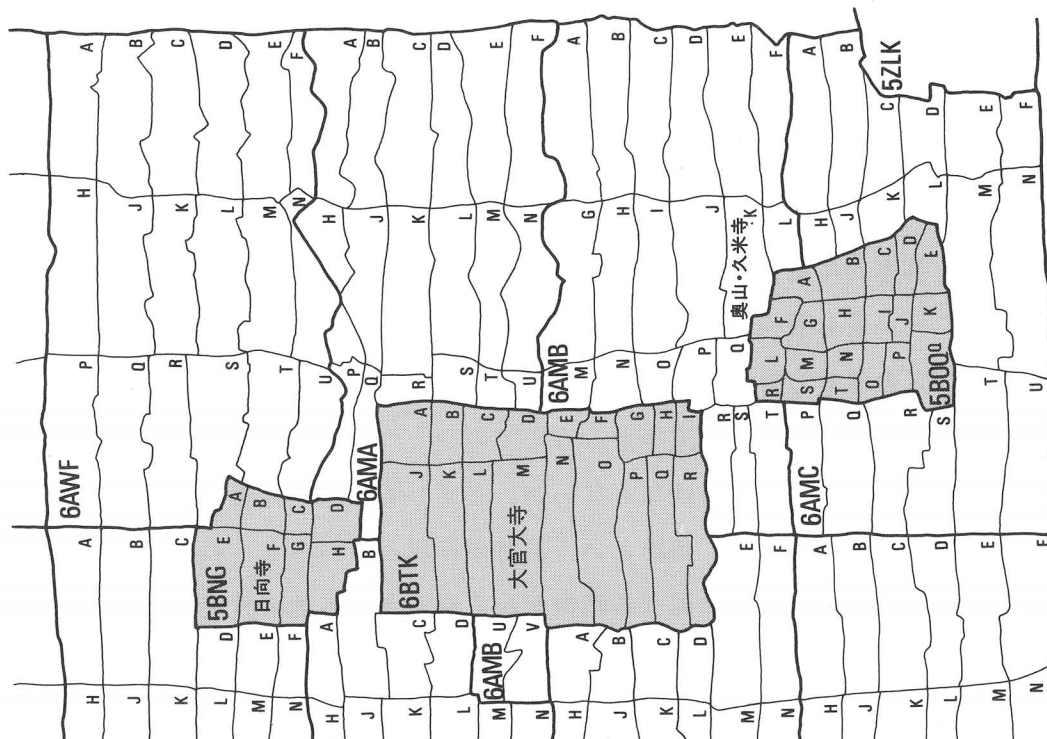
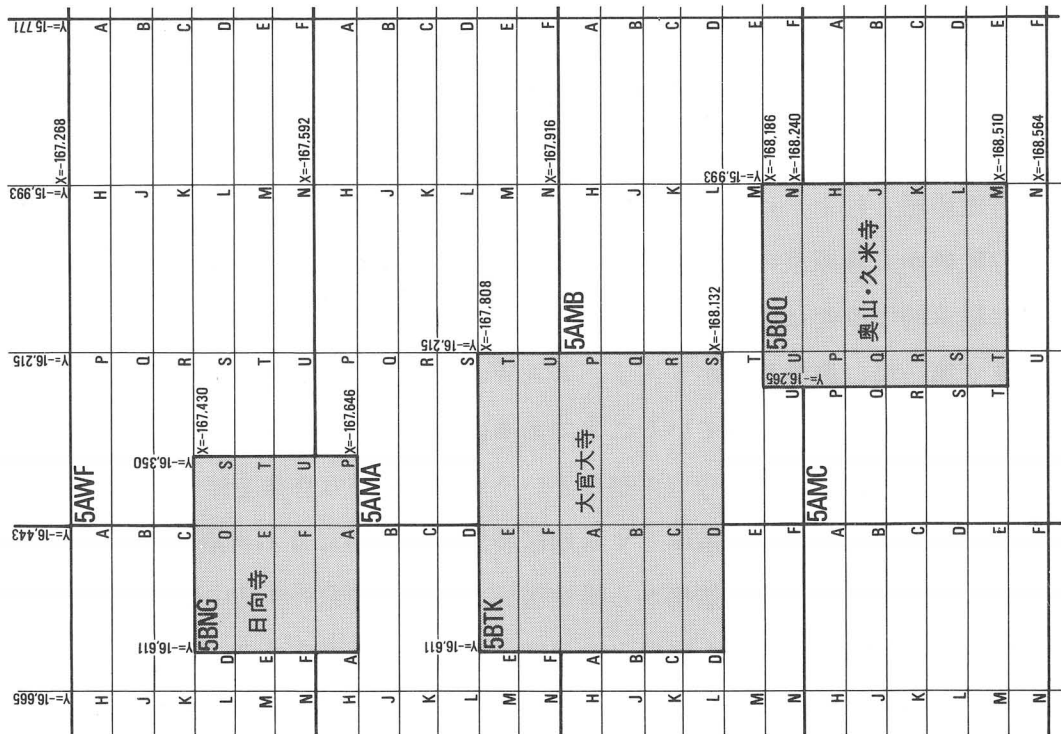


Fig.57 従来の地区設定 (下) と改定後の地区設定 (上) (1 : 10000)

(iv)従来の地区設定区域以外で、藤原宮・京期に属する道路状遺構や溝遺構を検出している地点を含めて、さらに広い範囲を包括する大地区設定を行う。

② 大地区

(i)条里1坪分の遺存地割の平均寸法を試算し、東西6坪、南北3坪（計18坪分）にあたる東西672m、南北324mを大地区の基本規格とする（Fig.58）。

(ii)すべての大地区記号の数字を、従来の6から5に改める。ただし、この改定は地区設定にのみ有効で、出土瓦の型式番号には反映しないものとする。

(iii)広い範囲を包括するために、既存大地区の四方に新しく12の大地区群を設定する（Fig.56）。

(iv)大地区を設定する際の基点は、藤原宮内の5AJE、5AJF、5AJJ、5AJKの4地区の交点とし、この点の国土方眼座標の3の倍数値（X=-166,296、Y=-17,787）を基準として、(i)規格を持つ大地区を四方に展開する。

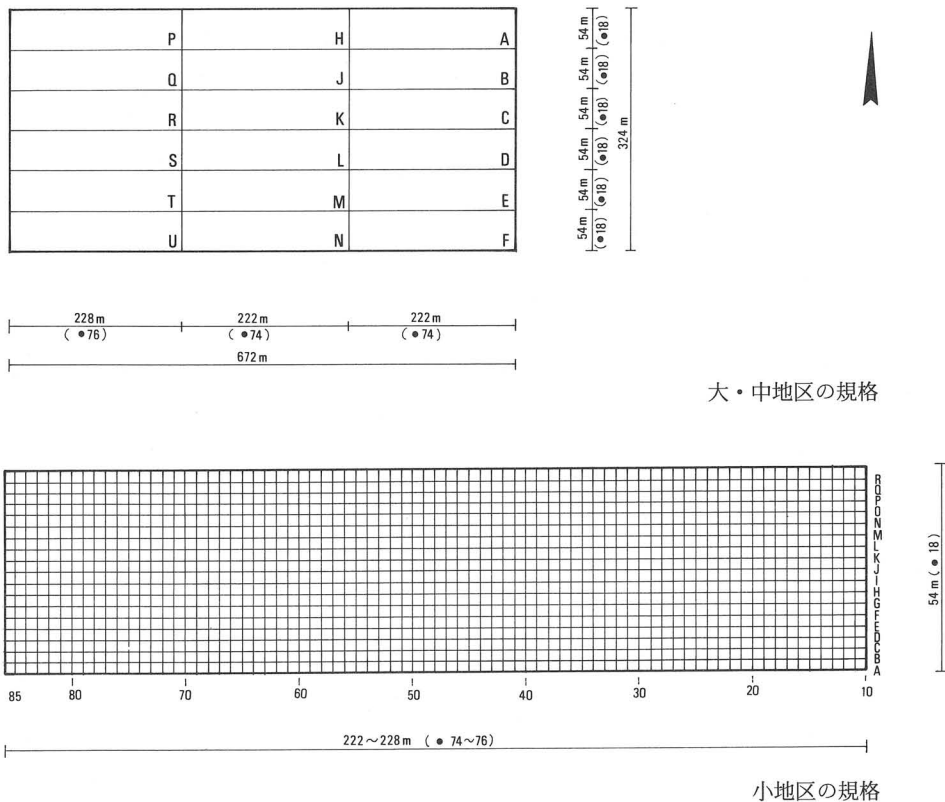


Fig.58 大・中・小地区の規格

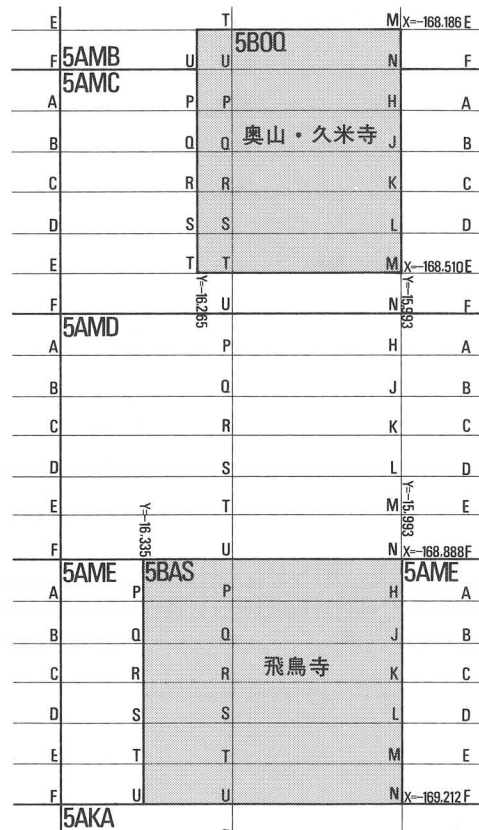
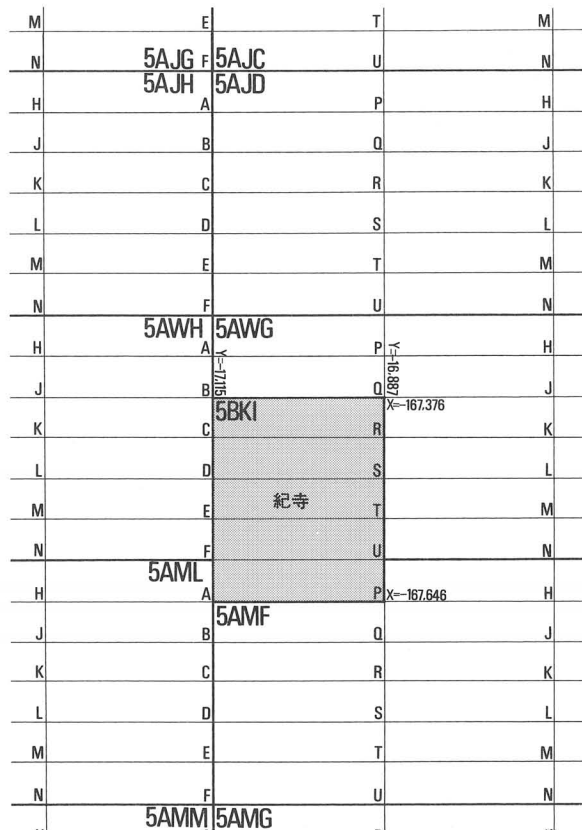
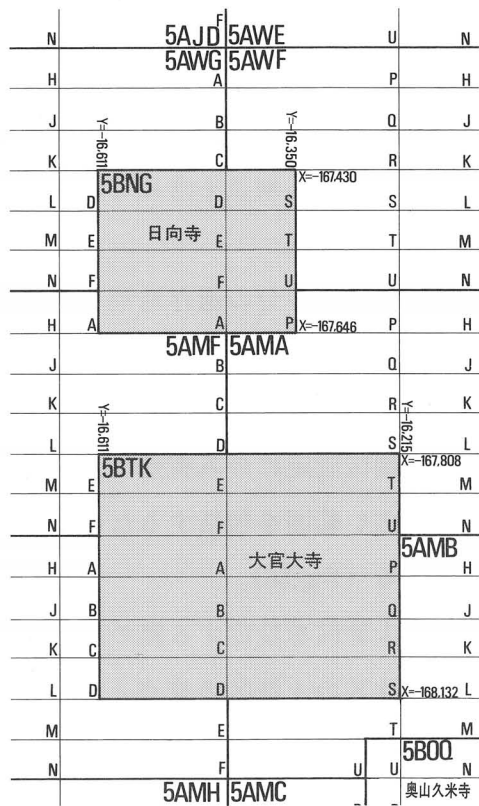
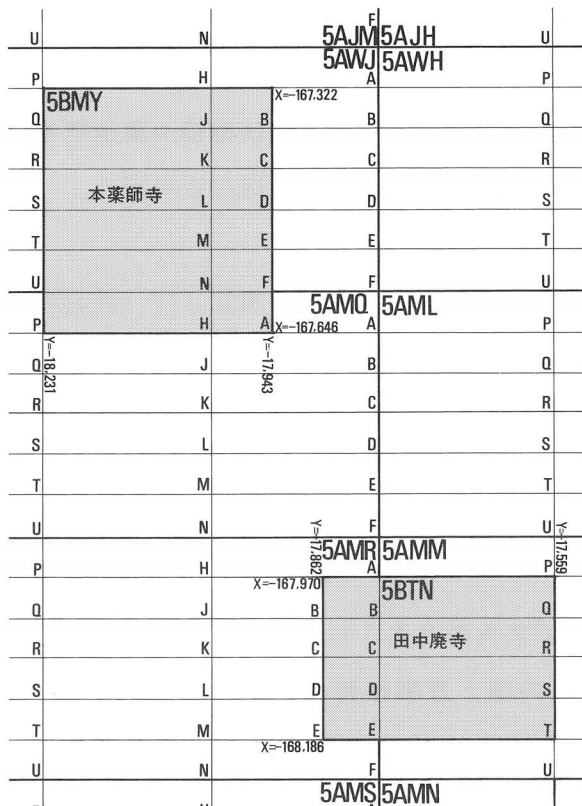




Fig. 63 石川精舎・軽寺の地区設定

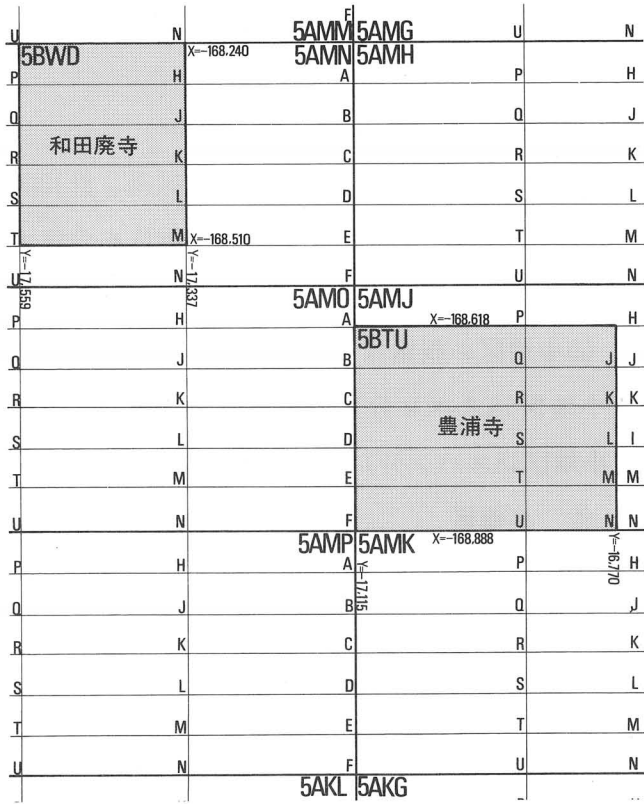


Fig. 64 和田麿寺・豊浦寺の地区設定

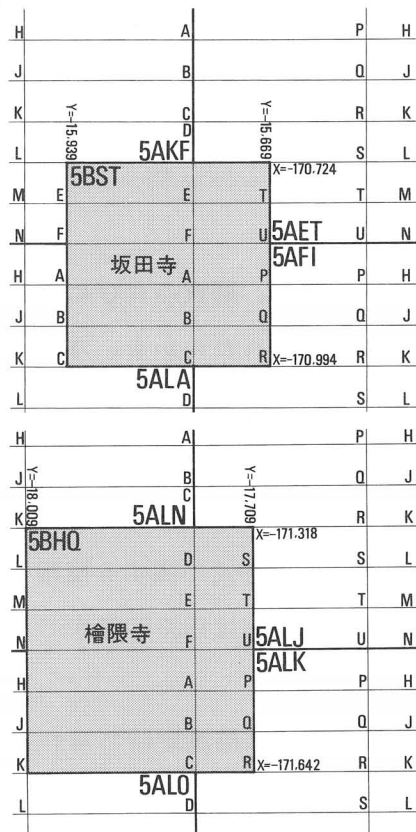


Fig. 65 坂田寺(t)・檜隈寺(f)の地区設定

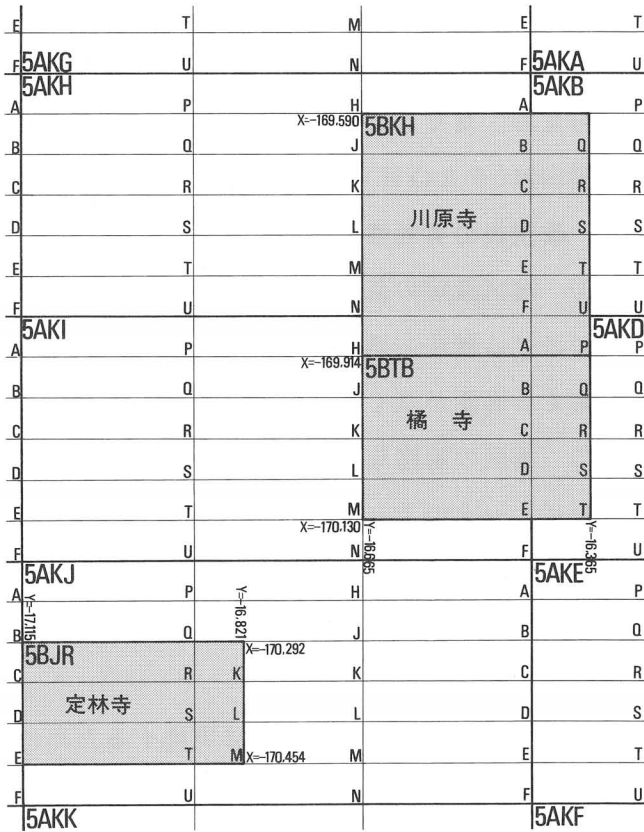


Fig. 66 川原寺・橋寺・定林寺の地区設定

③ 中地区

(i) 大地区内は東西3列、南北6区画、計18区画の中地区に分割し、東北隅から順にアルファベットを付して中地区を設定する。ただし、アラビア数字と混同しやすいG、I、Oなどは従来どおり割愛する (Fig.57)。

(ii) 中地区の規格は、東、中区が東西222m (小地区74スパン分)、南北54m (小地区18スパン分) で、西区が東西228m (小地区76スパン分)、南北54m (小地区18スパン分) とする (Fig.58)。

④ 小地区

(i) 各中地区の東南隅を基点とし、3m方眼を設定する。

(ii) 各中地区の東南隅をA-10とし、北へアルファベット、西へ番号を順に付して小地区名を付ける。小地区のアルファベットはAからRまで、番号は10から83あるいは85までで、それ以外は使用しない (Fig.58)。

⑤ その他の大地区 (寺院等)

以上の基本的な大・中・小地区設定のもとに、諸寺院の主要伽藍を含む中地区群(南北方向は6中地区を越えない範囲)に対して、その寺院固有の大地区名を与える。ただし、「その他の大地区」は主要寺院のみとし、従来設定していた小墾田宮(6A O H)や見瀬丸山古墳(4 P M N)などは廃棄する (Fig.59~66)。

4 改定後の有効性と心得

① 地区設定の基点と各種地区の規格が定まっているので、調査のたびに周辺における既往の調査がどのような地区設定のもとに実施されたのかを、逐次検索する必要がなくなる。

② 地区の規格化と設定基準の統一は、将来、遺構や遺物に関するデータをコンピュータによって処理する際にも有効である。

③ 改定に伴って、既往の各調査における従来の地区設定方式に関する情報を個別に洗いだし、再整理することが必要となるが、この作業は1993年度末で概ね完了している。

④ 今回の改定を今後有効に実施するためには、調査の地区杭設定時にあわせて、必ず国土方眼座標に基く測量を行うよう努める必要がある。